

各部長 宛て

葛飾区副区長

長 谷 川 豊

令和 9 年度予算編成について（依命通達）

I 本区のおかれた現状

中東地域を始めとする不安定な海外情勢や円安の影響等に伴う食料品価格やエネルギー価格等の物価上昇が継続しており、区民生活や区内事業者の事業活動に大きな影響を及ぼしている。こうした状況に対応するため、国や東京都の制度による支援策とともに、区独自の支援策を織り交ぜながら、スピード感を持って、その時々状況に応じて必要となる施策を積極的に展開してきたところである。

こうした中、令和 8 年度当初予算編成では、物価上昇の影響により事業費全体が増加する状況下で、学校施設を始めとする公共施設の整備や駅周辺の再開発などの普通建設事業費の増のほか、私立保育所等の運営費助成を始めとする扶助費の増などに対応するため、事務事業の見直しを行うとともに、公共施設整備や街づくり事業には基金繰入れや区債発行などの財政対応力を最大限活用し、予算を編成したところである。

全国的に雇用・所得環境が改善する下で、春闘では 3 年連続で 5 % 台の賃上げが実現するなど、経済の先行きに前向きな動きがみられるものの、資源・原材料価格を始めとする物価上昇、人口減少・少子高齢化に伴う人手不足の恒常化、激甚化・頻発化する風水害を始めとする災害対応などの課題は、区の行財政運営に依然として影響を与えている。

II 今後の財政状況の見通し

国の経済は「デフレではない状況」へ移行し、新たな成長型経済への本格的な移行は道半ばでありつつも、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果に支えられ、緩やかな回復が続くことが見込まれている。一方、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を引き続き注視する必要がある。

本区においては、景気回復への期待から一定の歳入は見込まれるものの、今後の税制改正において、「都市と地方の税源偏在是正」を目的として、特別区財政調整交付金の原資となる固定資産税や市町村民税法人分に対する措置が検討されていることなどを踏まえると、歳入の見通しは楽観視できるものではなく、区財政に与える影響を十分に注視していく必要がある。

また、歳出面においては、物価上昇の継続による財政負担を始め、介護・医療・福祉

等の社会保障関係費、小・中学校など公共施設の改築や長寿命化に向けた計画的・予防的修繕、駅周辺の市街地再開発事業などの投資的経費等が高水準で推移するなど、行政需要は今後もますます増大していくことが見込まれており、安定的な財政運営に向けた備えを着実に進める必要がある。一方、子育て支援や防災対策などの社会的課題に対しては、その時々で必要とされている施策にスピード感を持って、かつ積極果敢に取り組む必要がある。

あらゆる世代の方々が「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちづくりを推し進めていくため、令和8年度の予算執行においても既存の事業を不断に見直すという視点を持ち、適切な執行に努め、事業の実施方法を見直すなど、行政需要に積極的に対応しながら、基金残高を確保し、財政対応力を保持していかなければならない。

Ⅲ 予算要求に当たり

令和9年度においても山積する課題に対応しつつ、安全・安心な区民生活を守るとともに、本区の持続的な発展を推し進めていくためには、人口の維持・増加を図りながら、区民生活の充実や地域経済の活性化を図っていく必要がある。また、基本計画において掲げる「夢と誇りあるふるさと葛飾の実現」と「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」の基本方針に基づき、政策・施策を進めるとともに、令和9年度を始期とする後期実施計画の策定を見据え、新たな行政課題への取組などを積極的に進めていく必要がある。

こうしたことを踏まえ、社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、優先すべきもの、変えていくべきものを十分に見極めた上で、行政評価の結果や事業の執行状況等を踏まえ、既存の事務事業の見直し、改善及び再構築を進める必要がある。単なる経費の削減にとどまらず、区民サービスの向上、業務の効率化、職員の適正な業務執行体制の確立、将来負担の抑制などの観点から、限られた行財政資源を効果的かつ効率的に配分・活用していかなければならない。

そのため、令和9年度の予算編成においては、全ての職員が本区の財政状況を理解した上でコスト意識を持ち、DXの活用や業務プロセスの見直しを行い、区民生活や地域経済の向上のために、これまで以上に大局的かつ重点的に予算要求を行わなければならない。

したがって、各部においては、令和9年度予算編成に当たって、PDCAサイクルの中で、執行状況や行政評価等を踏まえ、事業内容や執行体制の更なる見直しを行った上で、新たな財源確保に努めることとする。さらに、自らの責任と権限の下、事業の優先度を再度検証して、限りある行財政資源を必要な施策や事業に重点的・効率的に配分し、区民の信託に応えていくこととする。

以上のことを踏まえ、「区民第一・現場第一」「スピード感」「おもてなし」を区政運営の主眼として、区民との協働の下、着実にその歩みを進める必要がある。そのため、令和9年度予算の見積りに当たっては、下記事項に留意し、遺漏のないよう対処されたい。

この旨、命により通達する。

記

- 1 各部においては、本通知の趣旨を踏まえ、社会・経済情勢を踏まえた部の予算編成方針を定めること。予算編成方針には、将来を見据えた新たな取組、行政評価制度等による既存事業の見直しについて、明確に記載すること。
- 2 計画事業については、現在策定を進めている後期実施計画における政策・施策の今後の方向性を踏まえて要求するとともに、SDGsの17のゴールの実現に資する要求とすること。なお、要求に当たっては、国・都支出金等の特定財源の活用、事業の実施年度や既定の事務事業との兼ね合いも含めた執行体制などについて、計画策定中の経過等も踏まえて政策企画課及び関係各課と十分に調整を図り、くれぐれも過大な要求になることのないよう、精査の上で真に必要な経費のみ要求すること。
- 3 基本計画に掲げた「葛飾・夢と誇りのプロジェクト」及び計画事業並びにSDGs推進計画に掲げた「SDGsかつしか未来プロジェクト」の着実な推進に努めるとともに、各部長がマネジメント機能を十分に発揮し、令和9年度に実施すべき重点事業を絞り込み、トップヒアリングに提案すること。

また、令和8年6月1日付け8葛政政第114号「「葛飾区を取り巻く現状と令和9年度以降に向けた今後の方向性」について」を踏まえ、本区の持続可能な発展に向けた人口維持・増加を図りつつ、将来を見据えた計画的かつ効果的な事業構築を行い、遅滞なく実施するために必要な経費を要求すること。
- 4 上記2・3の要求・提案に際しては、区民の視点に立って、区民や事業者との協働を推し進める工夫など、既存の考え方にとらわれず、積極的に取り入れること。
- 5 経常経費については、引き続き「枠配分方式」による配当を行うので、各部の責任と創意工夫の下、主体的な編成を行い、部内で十分に再構築を行った上で、その成果を要求に反映させること。
- 6 行政評価制度の自己評価及び外部評価の結果を十分に考慮し、評価の過程における指標実績等の分析の結果、明らかとなった課題に対する対応を踏まえた要求とすること。
- 7 区民サービスの向上のほか、効率化の視点を踏まえ、新規事業及び拡大事業については社会経済状況を鑑み、その効果を十分に検証し、構築すること。また、既存事業については類似事業との精査や必要性及び成果等を分析し、現状に即した事業の構築を図ること。その上で、必要な財源の確保に努め、要求すること。

- 8 デジタル技術の導入に当たっては、単なる技術の導入に留まらず、新たなサービスの構築や効率的な組織体制を含む事務の抜本的な見直し、改善を同時に行うなど、効果が最大化されるよう検討した上で要求すること。

また、導入後の効果についても分析・検証を継続して行い、技術の進歩や利用状況の変化なども踏まえ、見直しを図ること。

- 9 公共施設の改築・改修や保全については、「葛飾区公共施設等経営基本方針」や「葛飾区区有建築物保全工事計画策定方針」、施設ごとに策定された個別計画の趣旨を踏まえること。

また、区民ニーズや将来の施設再編の検討状況を的確に把握するとともに、保全計画にあるものも改めて必要性を整理し、関係各課と十分に調整、検討を図った上で、工事不調・不落対策の観点からも発注時期の平準化に留意し要求すること。

- 10 歳入の見積りに当たっては、既存の補助金等の積極的な活用を始め、国や都の予算編成や制度改正、経済対策等の新たな施策の動向を注視し、補助金等の新たな財源の確保を図るなど、的確な見積りに努めること。

- 11 特別区民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料等については、滞納整理の促進を始め、収納率の一層の向上に努めること。

- 12 予算の見積りに当たっては、「民間活用ガイドライン」に基づいて、選定・契約・モニタリング等の留意点を十分踏まえた上で、経費節減の効果が見極められる場合は、積極的に業務委託等の民間活用を検討すること。

また、引き続き業務委託を行う場合は、より効率的・効果的な業務委託に向け、現在の業務委託の効果を検証した上で次年度の業務内容等の精査を行うこと。

- 13 「指定管理者制度」を導入し、指定管理者に管理運営を委託する場合においては、質の確保の観点にも留意し、その公共施設管理の仕様や運営事業の内容、必要性及び効果等について十分精査した上で、経費の見積りを行うこと。

- 14 令和 12 年度中に予定している新庁舎への移転を踏まえ、契約内容や契約期間等の検討を行い、必要な経費を要求すること。

- 15 予算要求に当たっては、要求漏れ、積算誤り、科目誤り及び根拠資料の不足がないよう、各課において作成担当者以外の職員による確認を行うなど、組織的なチェックを徹底すること。また、新規事業、拡大事業及び事業内容を大きく変更する事業については、実施体制及び事務処理手順を十分に整理した上で要求すること。